

宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業
(設計・プラント工事)

入札説明書

令和2年12月

宇佐・高田・国東広域事務組合

宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業（設計・プラント工事）
入札説明書

目 次

第1章	はじめに	1
第2章	工事の概要	2
1.	発注者	2
2.	工事名	2
3.	工事対象施設（整備対象施設）	2
1)	エネルギー回収型廃棄物処理施設	2
2)	マテリアルリサイクル推進施設	2
4.	工事場所	3
5.	建設予定地の概要	3
6.	受注者が実施する工事の範囲	3
7.	工事期間	3
8.	予定価格	4
9.	最低制限価格及び低入札価格調査制度	4
第3章	スケジュール（予定）	5
第4章	参加に関する条件等	6
1.	応募者に必要な資格要件	6
1)	共同企業体を構成する場合の企業構成	6
2)	応募者の参加資格要件	6
2.	応募に関する留意事項	8
1)	入札説明書等の承諾	8
2)	費用負担	8
3)	使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻	8
4)	著作権	8
5)	特許権等	8
6)	消費税に関する取扱い	8
7)	本組合が提供する資料の取扱い	8
8)	入札の延期、中止等	8
9)	入札参加資格の取り消し	8
10)	その他	9
3.	入札公告から落札者決定に至るまでの手続	9
1)	入札説明書等の書類の公表	9
2)	入札説明書等に関する質問の受付	9
3)	入札説明書等に関する質問に対する回答	9
4)	入札	10
5)	開札及び再度入札	10
6)	入札参加資格審査申請書の提出	11

7) 設計図書等の提出	12
8) 入札参加資格の審査	15
9) 入札参加資格を有しないと認められた者に対する理由の説明	15
10) 設計図書等の技術確認	15
11) 設計図書に関する質問への回答の提出	15
12) 設計図書に係る対面的対話（ヒアリング）の開催	16
13) 改善承諾書の提出（必要な場合）	16
14) 落札候補者の決定を取り消された者に対する理由の説明	17
15) 入札の辞退	17
16) 落札者の決定	17
4. 契約の締結に関する事項	17
1) 契約の締結	17
2) 契約の無効	17
3) 契約保証金	188
4) 違約金等	18
5) 暴力団等に関する取扱い	18
第5章 予測されるリスクの責任分担	19
1. 予想されるリスクの責任分担	19
1) リスク管理の基本方針	19
2) リスク分担	19
2. 第三者賠償保険への加入	19
第6章 その他	19
1. 事務局	19
2. 発注支援業務受託者	19
3. 技術支援業務受託者	19
別表	20

第1章 はじめに

宇佐・高田・国東広域事務組合（以下「本組合」という。）は宇佐市、豊後高田市、国東市の3市で構成されている。

本地域のごみ処理は、組合構成各市所管の焼却施設及びリサイクル施設で処理を行っているが、各施設とも稼働後約20年が経過し、施設の老朽化が進行していることから、環境に配慮された安全安心で効率的なごみ処理施設の建設が共通の重要課題である。

そのため、本組合において、ごみ処理の広域化及び施設の集約化に向けて、3市が所有するごみ処理施設を統合し、将来に亘って安全かつ安定的なごみ処理ができる体制を構築することを方針として、令和7年度稼働を目指した広域ごみ処理施設の整備（以下「本工事」という。）を進めるものである。

この『宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業（設計・プラント工事） 入札説明書』（以下「入札説明書」という。）は、本工事を実施する受注者選定のための条件付一般競争入札（事後審査型）に適用されるものであり、本工事に係る入札の公告に基づく受注者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、入札説明書等によるものとする。本工事に係る入札への参加を希望する者は、入札説明書等に記載された内容を十分理解した上で、入札説明書等に沿って、本工事の目的に合った条件で、応募資料等の作成等を行うものとする。

入札説明書に併せて配付する「様式集」、「発注仕様書」及び「契約書（案）」も本説明書と一体の資料とし、「入札説明書等」と定義する。

入札説明書等

- | | |
|-----------------------------------|--------|
| ① 宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業（設計・プラント工事） | 入札説明書 |
| ② 宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業（設計・プラント工事） | 様式集 |
| ③ 宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業（設計・プラント工事） | 発注仕様書 |
| ④ 宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業（設計・プラント工事） | 契約書（案） |

第2章 工事の概要

1. 発注者

宇佐・高田・国東広域事務組合

2. 工事名

宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業（設計・プラント工事）

3. 工事対象施設（整備対象施設）

工事対象施設の概要は次のとおりである。

1) エネルギー回収型廃棄物処理施設

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 処理方式 | 全連続燃焼式ストーカ炉 |
| (2) 処理能力 | 96t/日（48t/24h×2炉） |
| (3) 計画処理量 | |

本施設で処理するごみの種類及び年間の処理対象量は、以下のとおりである。

計画処理量：25,755 t/年

項目	排出量		施設規模
	t/年	t/日	t/日
収集可燃ごみ	13,073	-	-
直接搬入可燃ごみ	12,190	-	-
不燃物破碎後可燃物	87	-	-
小計	25,350	69.45	-
し渣・脱水汚泥	405	1.11	-
焼却施設計	25,755	70.56	96

2) マテリアルリサイクル推進施設

- | | |
|----------------------|---------|
| (1) 処理能力 | |
| ① 不燃ごみ処理（破碎・選別処理） | 6.5 t/日 |
| ② 缶類選別処理（スチール缶、アルミ缶） | 0.8 t/日 |
| ③ ガラス類選別処理（びん類） | 2.5 t/日 |
| ④ ペットボトル選別処理 | 0.5 t/日 |

(2) 計画処理量

本施設で処理するごみの種類及び年間の処理対象量は、以下のとおりである。

リサイクル処理

項目	排出量		施設規模	処理方式
	t/年	t/日	t/日	
不燃ごみ（破碎・選別処理）	1,418	3.88	6.5	破碎・選別・保管
資源化处理	836	2.30	3.8	
缶類選別処理	181	0.50	0.8	選別・圧縮・保管
ガラス類選別処理	547	1.50	2.5	色選別・保管
ペットボトル選別処理	108	0.30	0.5	選別・圧縮・保管
マテリアルリサイクル推進施設計	2,254	6.18	10.3	

ストック

項目	処理方式
粗大ごみ（不燃性）	保管
資源ごみ	
トレイ	
段ボール	
新聞・雑誌	
紙パック	
衣類	
小型家電	
乾電池・蛍光管	
廃食用油	

4. 工事場所

大分県宇佐市大字西大堀字立出地内

5. 建設予定地の概要

建設予定地の立地条件は次のとおりである。

項目	概要
敷地面積	約 4.1 ヘクタール
都市計画事項	用途地域 指定なし 都市施設「ごみ焼却場」の用地に指定されている。 防火地域 指定なし 高度地域 指定なし 日影規制 指定なし 建ぺい率 70% 容積率 200%

6. 受注者が実施する工事の範囲

- ① エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設並びに管理棟、計量棟、洗車場、外構、多目的広場等の全ての設計。
- ② エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設のプラントの建設。
- ③ 土木・建築工事は別途発注により実施する。

7. 工事期間

工事期間は次のとおりである。

- 1) 全体の工事期間は、契約締結日の翌日から令和 7 年 6 月 13 日までとする。
- 2) エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設並びに管理棟、計量棟、洗車場、外構、多目的広場等に関する土木・建築工事の設計期間は、令和 4 年 5 月末までとする。
- 3) エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設の双方とも、プラント設備工事、プラント電気・計装設備工事の設計期間は令和 4 年 9 月 15 日までとする。

8. 予定価格

本工事の予定価格は、6,105,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

なお、入札書比較価格は、5,550,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない）とする。

9. 最低制限価格及び低入札価格調査制度

最低制限価格は設定せず、低入札価格調査制度は導入しない。

第3章 スケジュール（予定）

落札者の選定は、条件付一般競争入札（事後審査型）により行い、そのスケジュールは以下のとおりとする。

日 付	内 容
令和2年 12月 2日（水）	入札公告 入札説明書等の公表 （入札説明書、様式集、発注仕様書、契約書（案）の公表）
令和2年 12月18日（金）	入札説明書等に関する質問の受付期限
令和3年 1月 8日（金）	入札説明書等に関する質問に対する回答 （質問への回答は、本組合ホームページに公表する。）
令和3年 2月24日（水）	入札書提出期間
令和3年 3月 3日（水）	
令和3年 3月 4日（木）	開札
令和3年 3月 9日（火）	入札参加資格審査申請書及び設計図書等の提出
令和3年 3月12日（金）	入札参加資格審査結果の通知
令和3年 3月25日（木）	設計図書等に関する質問の送付
令和3年 4月 2日（金）	設計図書等に関する質問への回答の提出
令和3年 4月15日（木）	設計図書に係る対面的対話（ヒアリング）開催
令和3年 4月28日（水）	改善承諾書の提出（必要な場合）
令和3年 5月上旬	仮契約
令和3年 5月下旬	組合議会に契約締結議案を提出

第4章 参加に関する条件等

1. 応募者に必要な資格要件

応募者は、本工事を実施するために必要な能力と資本力を備えた企業又は特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を構成して入札に参加するものとし、当該入札の公告日から入札参加資格審査申請書類の提出期限日までの間において、以下の要件を全て満たすこと。

1) 共同企業体を構成する場合の企業構成

- ① 応募者は、本工事に参加する企業及び共同企業体名を入札参加資格審査申請時に明らかにしなければならない。
- ② 共同企業体の形式は、応募者の提案とする。
- ③ 共同企業体の構成は3社以内とし、共同企業体の代表（以下「代表企業」という。）及び代表企業以外の応募者（以下「構成企業」という。）の組み合わせとする。
- ④ 甲型共同企業体の出資比率は、2社の場合最低30%、3社の場合最低20%とする。
- ⑤ 代表企業は、入札参加資格審査申請時に共同企業体協定書を提出しなければならない。
- ⑥ 2)ウに定める「本施設のプラントの建設工事を行う企業」の要件を満たす企業を代表企業として定める。
- ⑦ 本入札の手続きは、代表企業がこれを行うものとする。
- ⑧ 本工事の共同企業体の構成企業の変更は認めない。
- ⑨ 本工事の共同企業体の構成企業は、本工事の他の共同企業体の構成企業を兼ねることは認めない。
- ⑩ 応募者と資本関係又は人的関係のある者^(注)が、他の応募者及びその構成企業になることは認めない。

(注) a 資本関係のある者

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(i) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(ii) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b 人的関係のある者

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(i) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(ii) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- ⑩ 共同企業体は、施設の瑕疵担保期間中は解散してはならない。

2) 応募者の参加資格要件

ア 共通の参加資格要件

全ての応募者は、以下の要件を全て満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

- ② 公告日から契約日までの間、構成市いずれかの入札参加資格停止処分を受けていないこと。
 - ③ 公告日以前6箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がない者。
 - ④ 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
 - ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）
 - ⑥ 清算中の株式会社であって、会社法（平成17年法律第86号）第514条に基づく特別清算開始命令がなされていない者。
 - ⑦ 国税（法人税又は所得税及び消費税）及び地方税を滞納していない者。
 - ⑧ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく罰金以上の刑に処せられていない者。（その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者を除く。）
 - ⑨ 宇佐・高田・国東広域事務組合入札・契約に係る暴力団排除措置要綱（平成27年告示第1号）に基づく排除措置を受けていないこと。
 - ⑩ 次に示す者と資本面及び人事面において、関連がない者。（注）
 - ・本工事に関する発注支援業務受託者及び技術支援業務受託者
 - 株式会社日建技術コンサルタント
 - 公益社団法人全国都市清掃会議
 - 上記会社の関係会社
- （注）「資本面において関連がある」とは、当該企業の発行済株式総数の10分の2を超える株式を有する、又は、その資金の総額の10分の2を出資している者をいい、「人事面において関連のある」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

イ 本施設の建築物の設計を行う企業

応募者のうち、本施設の建築物の設計を行う企業は、以下の要件を満たすこと。

なお、2) イとウは、同一企業であっても問題ない。

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- ② 一般廃棄物処理施設（焼却施設または焼却溶融施設）の建築物の設計業務の実績を有していること。（下請での実績を可とする。）
- ③ 一級建築士の資格を有する管理技術者及び照査技術者を配置できること。

ウ 本施設のプラントの建設工事を行う企業

本施設のプラントの建設工事を行う企業は、以下の要件を満たすこと。

- ① 建設業法の清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、直近（入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日において、審査基準日から1年7か月を経過していないものに限る。）かつ有効な「清掃施設」の総合評定値が1,000点以上であること。
- ③ 日本国内又は海外において公共工事として、全連続運転式の一般廃棄物処理施設（ストーカ方式）の元請（共同企業体の場合は代表者に限る。）での施工実績があること。

- ④ 建設業法の規定に基づく直接的かつ恒常的な雇用関係にある本工事の工種に係る監理技術者を専任で配置できること。

※ 恒常的な雇用関係とは、入札参加資格審査申請書提出日までに引き続き3か月以上の雇用関係にあることをいう。

2. 応募に関する留意事項

1) 入札説明書等の承諾

応募者は、入札書の提出をもって、入札説明書等の記載内容を全て異議なく承諾したものととする。

2) 費用負担

応募申し込みに係る費用は、全て応募者の負担とする。

3) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4) 著作権

提出書類の著作権は、応募者に帰属するものとする。ただし、本組合が結果の公表において必要な場合、本組合は、必要な範囲において、事前に応募者と協議をしたうえで、公表等を行うことができるものとする。

5) 特許権等

応募者から提出される書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、建設材料、建設方法又は維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った応募者が負うものとする。

6) 消費税に関する取扱い

改正された消費税の税率については、法令に従い適切に取り扱うものとする。

7) 本組合が提供する資料の取扱い

本組合が提示する参考資料は、入札に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討の範囲内であっても、本組合の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示してはならない。

8) 入札の延期、中止等

応募者が一者の場合は、入札を中止することがある。また、本組合が必要と認めるときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。それらの場合、応募者は損害賠償等の請求はできない。

9) 入札参加資格の取り消し

以下のいずれかに該当する場合は、入札参加資格を取り消す。

ア 関係者（本組合、発注支援業務受託者、技術支援業務受託者等）に対し、自己が有利

- となるような接触等の働きかけを行ったと認められる場合
- イ 本入札に関して本組合に提出した書類に虚偽の記載がある場合
- ウ 著しく信義に反する行為をした場合

10) その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、本組合ホームページ (<http://www.utk-kouiki.jp/>) に掲載する。

3. 入札公告から落札者決定に至るまでの手続

1) 入札説明書等の書類の公表

入札説明書等の書類の公表は、次のとおり行う。

- ① 公表日
令和2年12月2日(水)
- ② 公表場所
本組合ホームページ (<http://www.utk-kouiki.jp/>)
- ③ 公表資料
本説明書、発注仕様書、様式集、契約書(案)

2) 入札説明書等に関する質問の受付

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- ① 質問の方法
入札説明書等に関する質問は、入札説明書等に関する質問書【様式1】に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メール(開封通知付き)により提出すること。また、提出に当たっては、表題を「入札説明書等に関する質問書提出 事務局宛」とすること。電話又はファクシミリ等による質問は受け付けない。
- ② 受付期限
令和2年12月18日(金) 午後5時まで
(受付期限日に質問書を送信する場合は、送信後、直ちに、その旨を事務局まで連絡すること。)
- ③ 提出先
宇佐市大字法鏡寺224番地 宇佐文化会館内
宇佐・高田・国東広域事務組合 施設整備課
電子メール: kouiki05@city.usa.lg.jp
- ④ 受信確認通知
本組合は、当該質問書を受領したことを確認するために、電子メールにより受信確認通知を各質問者へ返信する。なお、質問書提出日の翌日の午前中までに、本組合からの受信確認通知がない場合には、事務局まで連絡すること。

3) 入札説明書等に関する質問に対する回答

入札説明書等に関する質問に対する回答は、本組合ホームページに公表する。

ただし、本工事に直接関係しない質問及び不当に混乱を招くことが危惧されると判断される質問については、回答しない旨を回答する。

- ① 回答日
令和3年1月8日(金)

4) 入札

① 入札書提出期間

令和3年2月24日(水)から令和3年3月3日(水)午後5時まで

② 提出先

〒879-0454 大分県宇佐市大字法鏡寺 224 番地 宇佐文化会館内
宇佐・高田・国東広域事務組合 施設整備課

③ 入札方法

「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかの方法による郵送とする(郵便入札)。

④ 入札書類

提出書類	部数
入札書【様式5-1】	1部
工事内訳書【様式5-2】(様式集エクセル編)	1部

⑤ 入札書、工事内訳書及び封筒の作成要領

ア 入札書、工事費内訳書及び封筒は、様式集 入札書作成要領【別紙1】に従って作成すること。

イ 入札額には、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入すること。

ウ 提出された入札書の差し替え、訂正、撤回は行えない。

⑥ 入札保証金

免除

⑦ 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札説明書に規定する入札参加資格のない者が行った入札

イ 同じ入札に2以上の入札をした者が行った入札

ウ 談合その他不正行為があったと認められる入札

エ 応募者の記名及び押印を欠く入札又は入札事項を明示しない入札又は金額を訂正した入札

オ 入札書(様式5-1)に記載された入札金額と工事費内訳書(様式5-2)の全体事業費(全体)の事業費総合計が合致しない入札

カ 入札書提出期間内に提出先に到達しない入札

キ その他入札条件に違反した入札

5) 開札及び再度入札

① 開札日時

令和3年3月4日(木)午前11時

② 開札場所

大分県宇佐市大字法鏡寺 224 番地 宇佐文化会館内 講習室3

③ 開札は、入札立会人として入札事務に関係のない当組合職員2人を立ち合わせて行う。

④ 立ち合いを希望する応募者は、各応募者1名のみ立ち合うことができる。その場合、開札立ち合い届【様式2-8】を開札日前日までに提出すること。なお、代理人が立ち合う場合は、委任状【様式2-9】を提出すること。

⑤ 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者に決定する。ただし、応募者が一者の場合は、落札候補者の決定を保留に

- する。
- ⑥ 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、落札候補者を除いた者を入札価格の低い者から順に順位を決定する。
 - ⑦ 落札候補者又は入札した者の順位を決定するにあたり、同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札事務に関係のない当組合職員にくじを引かせて落札候補者又は順位を決定する。
 - ⑧ 落札候補者及び順位の決定後、速やかに応募者に通知するとともに、当組合ホームページにおいて公表する。
 - ⑨ 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札を行わず入札を打ち切る。

6) 入札参加資格審査申請書の提出

落札候補者は、次により入札参加資格審査申請書を提出すること。

- ① 提出日時
令和3年3月9日(火) 午後5時まで
- ② 提出先
宇佐市大字法鏡寺224番地 宇佐文化会館内
宇佐・高田・国東広域事務組合 施設整備課
- ③ 提出方法
持参又は郵送とする。
なお、受け付け後に、書類等に不備がある場合は補正等を求める場合があるので、本説明書を十分に参照の上、不備がないよう提出すること。
- ④ 提出書類
以下の提出物をファイルに綴じ、正副各1部を提出する。
 - ア 入札参加資格審査申請書【様式2-1】
 - 添付書類
 - (1) 会社概要・業務経歴書
 - (2) 基本的参加資格要件を確認するもの(全社分提出)
 - ・納税に係る滞納のない証明書(法人税、消費税及び地方消費税、所在市町村における市町村税)
 - ・履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)を提出するものとする。
 - ・貸借対照表及び損益計算書の写し(直近3ヵ年分)
 - ・資本関係・人的関係がわかるもの
 - (3) 個別参加資格要件を確認するもの(個別参加資格要件の審査を受けるもののみ提出)
 - (3)-1 本施設の建築物の設計を行う企業
 - ・建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている証明書類
 - (3)-2 本施設のプラントの建設工事を行う企業
 - ・建設業法の清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けている証明書類
 - ・清掃施設工事に係る経営事項審査結果通知書(総合評定通知書)の写し(入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日において、審査基準日から1年7月を経過していないものに限る)
 - イ 一般廃棄物処理施設の建築物の設計業務の受注実績【様式2-2】

- ウ ストーカ式ごみ焼却炉建設工事の施工実績【様式2-3】
- エ 入札参加資格を満たしていることの誓約書【様式2-4】
- オ 管理技術者、照査技術者等を必ず配置する誓約書【様式2-5】
- カ 委任状及び使用印鑑届書【様式2-6】

7) 設計図書等の提出

落札候補者は、次により設計図書等を提出すること。

① 提出日時

令和3年3月9日(火) 午後5時まで

② 提出先

宇佐市大字法鏡寺224番地 宇佐文化会館内
宇佐・高田・国東広域事務組合 施設整備課

③ 提出方法

持参又は郵送すること。

④ 提出書類

提出書類の種類及び部数は、次表のとおりとし、電子データとしてCD-ROMにより別途1部提出すること。

提出書類	部数
設計図書等提出書【様式3-1】	正1部 副9部 (ファイル綴じ)
設計図書【様式3-2】	
施設概要説明書【様式3-3】、【様式3-7】	
設計仕様書【様式3-4】、【様式3-8】	
図面【様式3-5】、【様式3-9】	
工事工程表【様式3-6】(様式集エクセル編)	
工事内訳書【様式3-10】(様式集エクセル編)	
添付資料	
設計仕様書【様式4-1】(様式集エクセル編)	1部(別冊ファイル綴じ)
電子データ	1部

⑤ 工事内訳書の作成要領

ア 工事内訳書は、様式集 入札書作成要領【別紙1】に従って作成すること。

⑥ 電子データ

電子データのファイル形式は、本組合より様式として示しているものは、Microsoft Word 及び Microsoft Excel として提出すること。様式がないものは上記又はPDFとして提出すること。

⑦ 設計図書

設計図書として提出する書類の内訳は、以下のとおりである。

★エネルギー回収型廃棄物処理施設プラント工事関係

I 施設概要説明図書【様式3-3】

ア 施設全体配置図

イ 全体動線計画

ウ 各設備概要説明

- ・ 主要設備概要説明書
- ・ 各プロセスの説明書
- ・ 独自の設備の説明書
- ・ 焼却炉制御の説明書（炉温制御等）
- ・ 排ガス処理装置の説明書（排ガス温度制御を含む）
- ・ 蒸気発生量制御の説明書
- ・ 非常措置に対する説明書

エ 設計基本数値計算書

（設計基本数値は低質ごみ、基準ごみ、高質ごみに対し、それぞれ明らかにすること。）

- ・ クレーンデューティサイクル計算書
- ・ 物質収支
- ・ 熱収支
- ・ 用役収支（電力、水、燃料、薬品（排ガス処理、排水処理等）等）
- ・ ボイラ関係計算書（通過ガス温度等）
- ・ 処理能力曲線及び算出根拠
- ・ 熱回収率計算書
- ・ 主要機器設計計算書（容量計算書を含む）

オ 準拠する規格または法令等

カ 運転管理条件

- ・ 年間維持補修経費（引渡より 20 年分）
- ・ 年間用役費
- ・ 運転維持管理人員
- ・ 予備品リスト
- ・ 機器取扱に必要な資格者リスト

キ 労働安全衛生対策

ク 公害防止対策

ケ 主要機器の耐用年数

コ アフターサービス体制

サ 受注実績表

II 設計仕様書【様式 3-4】、【様式 4-1】

ア 設備別機器仕様書

（形式、数量、性能、寸法、付属品、構造、材質、操作条件等）

III 図面【様式 3-5】

次に各種図面について作図すること。

ア 全体配置図及び動線計画図（1/500～1/1000）

イ 各階機器配置図（1/200～1/400）

ウ 建物及び焼却炉断面図（1/200～1/400）

エ フローシート

- ・ ごみ・空気・排ガス・灰・集じん灰（計装フロー兼用のこと）
- ・ ボイラ給水、蒸気、復水
- ・ 有害ガス除去
- ・ 集じん灰処理

- ・ 余熱利用
- ・ 給水（上水他）
- ・ 排水処理（ごみピット排水・プラント系排水・生活系排水）
- ・ 補助燃料
- ・ 圧縮空気

オ 電算機システム構成図

カ 電気設備主要回路単線系統図

キ 施設全体鳥瞰図

ク 工場棟立面図（東西南北）

ケ 建築仕上表

IV 工事工程表（マテリアルリサイクル推進施設含む）【様式 3-6】

★マテリアルリサイクル推進施設

V 施設概要説明図書【様式 3-7】

ア 施設全体配置図

イ 全体動線計画

ウ 各設備概要説明

- ・ 主要設備概要説明書
- ・ 各プロセスの説明書
- ・ 独自の設備の説明書

エ 設計基本数値計算書

- ・ 物質収支
- ・ 用役収支（電力、水、燃料、薬品等）
- ・ 容量計算、性能計算

オ 準拠する規格又は法令等

カ 運転管理条件

- ・ 年間維持補修経費（引渡より 20 年分）
- ・ 年間用役費
- ・ 運転維持管理人員
- ・ 機器取扱に必要な資格者リスト

キ 労働安全衛生対策

ク 公害防止対策

ケ 防爆及び爆発時の対策

コ 主要機器の耐用年数

サ アフターサービス体制

シ 受注実績表

VI 設計仕様書【様式 3-8】、【様式 4-1】

ア 設備別機器仕様書

（形式、数量、性能、寸法、付属品、構造、材料、操作条件等）

VII 図面【様式 3-9】

次の各種図面について作図すること。なお、エネルギー回収型廃棄物処理施設と兼用できるものは兼用を可とする。

ア 全体配置図及び動線計画図（1/500～1/1,000）

イ 各階機器配置図（1/200～1/400）

- ウ 断面図 (1/200～1/400)
- エ フローシート (ごみ、集じん、脱臭、給排水など)
- オ 電気設備主要回路単線系統図
- カ 工場棟立面図 (東西南北)
- キ 建築仕上表 (各室面積、建築面積等を含む)

⑧ 設計図書作成要領

ア 設計図書は様式集を使用し、用紙のサイズは特に指定がある場合を除き、日本工業規格「A4版」、縦置き、横書き、左綴じとする。また、提案書の本文の文字サイズは10.5ポイント以上を用いること。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。図面は「A3版」横置き、Z折り、左綴じとする。

イ 設計図書には、会社名やロゴマークは一切使用しないこと。

8) 入札参加資格の審査

本組合は、提出された入札参加資格審査申請書等により、落札候補者が入札参加資格要件を満たしているか審査を行い、その結果を書面により落札候補者へ通知する。

落札候補者が参加資格要件を満たしていない場合は、落札候補者の決定を取り消す。

落札候補者の決定を取り消した場合、次順位の者を新たに落札候補者に決定する。

入札参加資格審査結果の決定から落札者決定までの期間において、落札候補者が入札参加資格要件を欠いた場合には、落札候補者の決定を取り消すものとし、次順位の者を新たに落札候補者に決定する。

① 入札参加資格審査結果通知日 (発送日)

令和3年3月12日(金) (郵送により通知)

9) 入札参加資格を有しないと認められた者に対する理由の説明

① 入札参加資格を有しないと認められた者は、本組合に対し、その理由の説明を求めることができる。

② 前号の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を令和3年3月19日(金)午後5時まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。)に、本組合事務局に提出するものとする。

【書面の提出方法は、持参又は郵送によるものとし、ファックス・電子メール等での受け付けは行わない。】

③ 前号の説明を求めた者に対する回答は、令和3年3月26日(金)までに書面により行う。

10) 設計図書等の技術確認

本組合は、落札候補者から提出された設計図書等について、書類授受による質疑を行い、発注仕様書の要求事項を満足するものであることの確認を行うものとする。

その後、本組合が公表した入札説明書等に基づき、対面的対話(ヒアリング)を行う。

なお、書類授受による質疑については、設計図書等の内容についての確認事項等があれば電子メール等にて、令和3年3月25日(木)までに落札候補者に対して質問を送付するものとする。

11) 設計図書に関する質問への回答の提出

落札候補者は、本組合からの質問に対し、電子メール(開封通知付き)にて本組合へ回答を送付すること。

① 提出期限

令和3年4月2日(金) 午後5時まで

- ② 提出先
宇佐市大字法鏡寺 224 番地 宇佐文化会館内
宇佐・高田・国東広域事務組合 施設整備課
電子メール: kouiki05@city.usa.lg.jp

12) 設計図書に係る対面的対話（ヒアリング）の開催

本組合は、提出された設計図書について、対面的対話を開催する。

- ① 開催日
令和3年4月15日（木）
- ② 開催場所及び時間
落札候補者に対し、後日通知する。
- ③ 留意事項
- ア パワーポイントを用いて説明を行う場合、プロジェクター、スクリーンについては、本組合で用意するものとする。
- イ 追加資料の配布は可とする。対面的対話に使用する資料は、落札候補者が各10部を準備するものとする。
- ウ 対面的対話への落札候補者の出席人数は6名以内とする。
- エ 本組合は、対面的対話で確認された事項について、必要に応じて改善指示書を作成し、落札候補者に送付することがある。
- オ 本組合は、対面的対話等で確認された事項及び合意に至った事項を反映した設計図書(改訂版)を提出させることがある。
その場合は、落札者は、速やかに作成し、持参又は郵送にて本組合に提出する。
提出部数は、正本1部、副本(必要部数)とする。

13) 改善承諾書の提出（必要な場合）

落札候補者は、改善指示書に応じて、改善承諾書を作成して本組合に提出すること。

- ① 提出期限
令和3年4月28日(水) 午後5時まで
- ② 提出先
宇佐市大字法鏡寺224番地 宇佐文化会館内
宇佐・高田・国東広域事務組合 施設整備課
- ③ 提出方法
改善承諾書【様式6】と改善指示に対する改善承諾内容を提出すること。
持参又は郵送によるものとし、電送による提出は認めない。郵送の場合は、「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかの方法により提出期限までに必着とする。
- ④ 留意事項
- ア 提出部数は、正本1部、副本(9部)とする。
- イ 改善承諾書において、本組合が指示した改善内容に対して改善が認められる場合に、落札候補者を落札者に決定する。
- ウ 改善承諾書を提出期限までに提出しない場合や改善が認められない場合は、落札候補者の決定を取り消す。
- エ 落札候補者の決定を取り消した場合、次順位の者を新たに落札候補者に決定し、
8) 入札参加資格の審査、10) 設計図書等の技術確認、11) 設計図書に関する質問

への回答の提出、12) 設計図書に係る対面的対話の開催、13) 改善承諾書の提出により、落札者を決定する。ただし、落札者決定までのスケジュールは本組合より通知する。

14) 落札候補者の決定を取り消された者に対する理由の説明

- ① 落札候補者の決定を取り消された者は、本組合に対し、その理由の説明を求めることができる。
- ② 前号の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を取消し決定の通知を受けた日の翌日から起算して7日後の午後5時まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日の場合は、その直後の平日の午後5時まで。)に、本組合に提出するものとする。
【書面の提出方法は、持参又は郵送によるものとし、ファックス・電子メール等での受け付けは行わない。郵送の場合は、「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかの方法により提出期限までに必着とする。】
- ③ 前号の説明を求めた者に対する回答は、前号の通知を受けた日から起算して7日後まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日の場合は、その直後の平日まで。)に書面により行う。

15) 入札の辞退

落札候補者は落札者決定までの間、随時入札を辞退することが出来る。入札を辞退する時は入札参加辞退届【様式2-7】を提出すること。

なお、入札を辞退した場合に、今後、本組合の行う業務について不利益な扱いをされることはない。

- ① 提出先
宇佐市大字法鏡寺 224 番地 宇佐文化会館内
宇佐・高田・国東広域事務組合 施設整備課
- ② 提出方法
持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。
- ③ その他
入札辞退の撤回はできないものとする。

16) 落札者の決定

設計図書等の技術確認などにより、発注仕様書の要求事項を満足すると確認された場合は、落札候補者を落札者に決定する。

落札者決定後、速やかに落札者に通知するとともに、組合ホームページにおいて、公表する。

4. 契約の締結に関する事項

1) 契約の締結

契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成19年9月1日 条例第11号) 第2条の規定に基づき、宇佐・高田・国東広域事務組合議会の議決を要す。

2) 契約の無効

当該契約が本組合議会で否決されたときは、当該契約は無効とし、これにより落札者に

生じるいかなる損害についても、本組合は、その責めを負わないものとする。

3) 契約保証金

契約保証金の金額は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

4) 違約金等

落札者は、自らの都合によって本組合と仮契約書を締結しないときは、違約金として本工事の落札金額及びこれに係る消費税及び地方消費税を加算した金額の10分の1に相当する金額を本組合に直ちに支払わなければならない。なお、本組合に生じた損害額が違約金の金額を超える場合には、落札者は、本組合に対して当該超過分に係る損害賠償義務を負う。落札者が特定建設工事共同企業体を結成しているときは、本組合は落札者の構成員に対して賠償金を請求できるものとし、この場合において、落札者の構成員は、本組合に対して共同連帯して賠償金の支払いの義務を負うものとする。

5) 暴力団等に関する取扱い

入札・契約に係る暴力団等排除措置については、宇佐・高田・国東広域事務組合入札・契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成27年告示第1号）による。

なお、同要綱は、宇佐市入札・契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成25年3月27日 告示第54号）を準用している。

第5章 予測されるリスクの責任分担

1. 予想されるリスクの責任分担

1) リスク管理の基本方針

施設的设计及び建設に係る責任は、受注者が負うものとし、本組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本組合が責任を負う。ただし、その責任の所在が明らかでない場合は、本組合と受注者が協議の上、決定する。

2) リスク分担

予想されるリスク及び本組合と受注者との責任分担は、別表「リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、工事請負契約で定める。

2. 第三者賠償保険への加入

受注者は、建設工事保険又は組立保険（類似の機能を有する共済等を含む。）及び請負者賠償責任保険（類似の機能を有する共済等を含む。）に加入すること。

第6章 その他

1. 事務局

本工事の入札に係る事務は、次の者が取り扱うものとする。

宇佐・高田・国東広域事務組合 施設整備課

住 所：大分県宇佐市大字法鏡寺224番地 宇佐文化会館内

電 話：0978-33-2568

ファックス：0978-33-2377

電子メール：kouiki05@city.usa.lg.jp

ホームページ：<http://www.utk-kouiki.jp/>

2. 発注支援業務受託者

本工事の入札に係る発注支援業務は、次の者が取り扱うものとする。

株式会社 日建技術コンサルタント 九州支社

住 所：福岡県福岡市博多区綱場町8番23号

3. 技術支援業務受託者

本工事の入札に係る技術支援業務は、次の者が取り扱うものとする。

公益財団法人 全国都市清掃会議

住 所：東京都文京区本郷3丁目3番11号

別表

リスク分担表

段階	リスク	リスクの内容		リスクに対する責任負担者	
				本組合	受注者
共通	法令変更リスク (税制度含む。)	1	建設工事に影響を及ぼす法又は制度の新設・変更に関するもの	○	
		2	上記以外の法又は制度の新設・変更に関するもの	○	
	住民対応リスク	3	建設に対する住民反対運動等に関するもの等	○	
	工事中止・遅延に関するリスク	4	本組合の指示等によるもの	○	
		5	本組合の債務不履行によるもの	○	
		6	受注者が行う設計・建設に必要な許認可などの遅延によるもの		○
		7	受注者の責による工事中止及び受注者の責任放棄、破綻によるもの		○
	不可抗力リスク	8	天災・暴動等による工事の変更・中止等が生じるリスク	請負金額の100分の1を超える額 ○	請負金額の100分の1以内の額 ○
設計・建設	設計・施工に関するリスク	9	本組合の責による工事内容の変更に起因する要求性能の変更	○	
		10	受注者の責による要求性能の未達		○
	第三者賠償リスク	11	設計・建設において第三者に損害を与えるリスク		○
	事故の発生リスク	12	建設時の事故発生		○
	環境保全リスク	13	建設に起因し、周辺環境に影響を及ぼした場合等		○
		14	稼動に起因し、周辺環境に影響を及ぼした場合等（要求性能がすべて満足されている場合に限る）	○	
施設の引渡	運転指導リスク	15	運転指導の不備により本組合が適正な運転を行えない		○
	施設の性能確保リスク	16	施設の引渡し時における要求性能確保に関するもの		○

※：①上記の「リスク分担表」は目安であり、具体的な内容については、工事請負契約で定める。

②不可抗力リスクは、損害額及び損害の片付けに要する費用の額の合計額うち、請負代金額の100分の1を超える額は本組合が負担し、100分の1以内の額は受注者が負担する。